

おまつなし

商工会議所ってどんなところ？

地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

商工会議所は、大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしようという念願のもとに活動しています。

宮津商工会議所ってこんな活動をしています

あなたの意見を世論に反映

一人一人の意見は小さくとも、あなたの意見は商工会議所の意見となり、さらには日本商工会議所の意見とすることもでき、行政庁等を動かすことも可能です。

講習会・各種検定試験の開催

簿記検定試験をはじめ各種検定試験は、働く人たちの資質・技能の向上に資するとともに各職域での事務能率の向上と企業経営の合理化に貢献するなど社会的にも高い評価を受けております。

また、学会や業界の権威者を招いて、政治・経済の情勢、法律、労務、品質管理などの講演・講習会を開いています。

商業活性化・まちづくり事業への支援

中心市街地が更に発展し、活力ある商業地になるよう、近隣商工会・関係団体などと連携を取りながら情報収集するなどの支援はもちろんのこと、各地区のまちづくり事業に対して支援しています。

天橋立世界遺産登録に向けた取り組み

日本三景天橋立を世界の宝として確実に未来に継承し守っていくため、世界遺産登録に向けた取り組みを京都府他関係市町、また住民と一緒に進めています。

産業ビジョンへの取り組み

地域商工業の活性化に繋がるよう、土産物開発を支援するなど産業ビジョンの推進に取り組んでいます。

商工会議所が行っているいろいろな相談

あなたのお店・工場の経営全般について、当所窓口、また企業を巡回してのご相談に応じます。

経営相談 生産、販売についての相談や専門家による店舗診断、工場診断などを行っています。

金融相談 資金計画の相談や国、府、市などの低利で安心な制度融資の斡旋を行っています。

税務・経理相談 記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく経営を推進していただけるように記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。

労務相談 従業員の賃金・退職金・労働保険・社会保険などの労務関係のことについて知りたいとき、適切なアドバイスをいたします。

各種共済 中小企業の経営と生活安定のために、各種共済制度を設けています。

取引相談 販売先や仕入先を拡張したり、下請けの斡旋を受けたいときなどにご利用下さい。



宮津商工会議所は 会員 を 募集 しています

宮津商工会議所は昭和30年に設立され、現在約750名の事業所の方にご加入いただいております。

以前の会員は商工業者が中心でしたが、現在では商工会議所の定款の改正により、医療・介護・教育・神社仏閣の団体の方々にも会員に加わっていただけるようになっております。

当所では、常時新入会員を募集しておりますので、この機会にぜひご入会くださいますようお願いいたします。

また、会員事業所の方で、お知り合いの事業所でまだ商工会議所にご加入いただけていない事業所がございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

【入会・紹介のご連絡は】

宮津商工会議所 ☎0772-22-5131 まで

2013年 新春経済講演会

環日本海の新たな夜明け ～日・中・韓・北朝鮮の動向を読み解く～ 環日本海の国々が未来を先導する

【日時】平成25年2月21日(木) 午後4時～5時30分

【場所】みやづ歴史の館 文化ホール

【講師】外交ジャーナリスト・作家 手嶋龍一氏

【参加料】無料

【申込み】電話、FAX、E-mailでお申込み下さい。

電話 22-5131

FAX 25-1690

E-mail miyazu@kyo.or.jp

*当日は、パーキングはままちをご利用下さい。

《主催》宮津商工会議所、公益社団法人 宮津納税協会
公益社団法人 宮津納税協会宮津市支部法人部会

《共催》京都北都信用金庫、近畿地区しんきん経営者協議会
近畿税理士会宮津支部



平成24年度

宮津土産物開発支援事業 ご披露 & 試食会

昨年2月、回覧板にて宮津市民対象にアンケートを行い、頂いた268件の回答を基に、6月、宮津土産物開発支援事業補助金(要件:丹後地域の食材の一部に使用し、宮津市内で製造する商品であること)を募集し、白藤屋菓子舗様「九つ目」、美優食「心」様「秋いかの味噌漬」を審査会にて採択させていただきました。

今回、市民の皆様へ報告を兼ねて1月19日(土)に試食会を開催し、一般市民29名の方々にご参加いただきました。

白藤屋菓子舗様の半生菓子「九つ目」は、丹後産小豆を使用し、パッケージは最後の宮津藩主 本庄家の家紋「繫ぎ九つ目」をイメージされており、1つ105円、1箱(9つ入り)1,050円(税込) 賞味期限は2週間です。

美優食「心」様の「秋いかの味噌漬」は、丹後の秋いかに特殊加工を施し、世屋味噌等5種類の味噌で漬け込まれており、1つ1,260円(税込) 賞味期限は冷凍で約1年です。1時間程で自然解凍し、味噌を洗い流してそのまま刺身でいただくか、さっと焼いて食べていただけます。



白藤屋菓子舗「九つ目」



美優食「心」「秋いかの味噌漬」

山陰近畿自動車道サミットin東京大会が 開催されました

1月25日(金)東京都内において京都府、兵庫県、鳥取県主催による山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)の早期全線開通に向けた東京大会が開催され、宮津市からは、井上市長、多賀野議会議員、今井商工会議所会頭らが出席されました。大会では、日本海側幹線道路は、国土の防衛・減災を実現する根幹基盤であることから高速道路網のミッシングリングの解消を訴えたり、また、谷垣法務大臣等地元選出の国会議員は関係者の結束を呼びかけられました。山田知事は大会に先立ち太田国交相と面談され、早期開通に向けた要望書を手渡されました。

平成24年分 所得税・消費税 確定申告のご案内

今年の申告期間は所得税が3月15日(金)、消費税が4月1日(月)までとなっています。納税者の皆様の利便を図るため、宮津税務署・納税協会宮津支部と協力しながら、無料個別相談を下記日程で実施いたしますのでご利用下さい。

【所得税宮津地区個別相談会】

日	時	場 所	相 談 員
2月22日(金)	9時30分～16時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員等
3月1日(金)	9時30分～16時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員等

【所得税地区別個別相談会】

日	時	場 所	相 談 員
2月26日(火)	9時30分～正午	吉津地区公民館	当所経営支援員等
2月27日(水)	9時30分～15時	府中地区公民館	当所経営支援員等
2月28日(木)	9時30分～15時	栗田地区公民館	当所経営支援員等

【納税協会個人部会宮津分会会員対象個別相談会】(予約制)

	日	時	場 所	相 談 員
所得税	3月4日(月)	9時～15時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員等
消費税	3月25日(月)	9時～15時	宮津商工会議所	税理士及び当所経営支援員等

お電話でお申し込み下さい。(☎22-5131)

ご相談に来られる際、必ずお持ち下さい

所得税相談の方

- * 平成23年分の申告書・決算書の控え
- * 帳簿類
- * 添付書類(国民年金・生命保険・損害保険等の証明書、年金・給与の源泉徴収票など)
- * 印鑑

消費税相談の方

- * 平成23年分の消費税確定申告書・付表・所得税決算書の控え
- * 平成24年分の所得税決算書の控え
- * 帳簿類(本則課税の方)
- * 印鑑

ご注意ください!

平成24年分から適用される改正点があります

生命保険料控除が次のとおり改正されました。

生命保険料控除の対象となる保険料に、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料(最高4万円の控除額)が追加されました。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除額(各最高4万円の控除額)及び平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除(各最高5万円の控除額)の合計額が最高12万円(改正前:最高10万円)とされました。

その他の改正点については、国税庁のホームページをご覧ください。税務署へお尋ね下さい。

京都府副知事 岡西康博氏を囲む
懇談会が開催されました

昨年の7月に京都府副知事に就任された岡西 康博氏は、北近畿タンゴ鉄道再生の動きや京都縦貫自動車道を始めとする高速道路網等の基盤整備が進むことから府北部地域における経済活性化の特命を受けて就任されました。このことを受け、去る1月8日(火)天橋立ホテルにおいて、商工会議所役員、関係団体の代表者を対象として懇談会を開催し、京都府の考え方を伺いました。

岡西副知事からは、「海の京都(みやこ)構想」の名で、めざす将来像や基本戦略、当面のアクション、推進体制等が説明されました。アクションの中では、「魅力ある観光まちづくり」を実現するためには、地域住民自身が地域の良さを実感することが重要であり、その仕掛けが、地域住民自身により内発的に生み出される持続可能な観光地づくりで、それを支える基盤づくりを行うと説明されました。

説明の後、質疑応答の時間を設け終了いたしました。

平成24年度
「経営計画策定実践セミナー」

平成21年12月に時限立法で施行された金融円滑化法が、今年3月末に期限到来を迎え、今後、企業の経営安定や経営力強化には、環境の変化や実態に即した経営戦略や事業計画の策定・実行が求められるため、講師にひかりFAS株式会社取締役 公認会計士 松原広幸氏をお招きし、「経営計画策定実践セミナー」を開催させていただいたところ、42名の参加をいただきました。

分かりやすい資料を基に売上等を記入するなど、実践的な内容で大変好評でした。

今後、事業計画策定のご相談・専門家派遣等がございましたら、当所までご連絡下さい。



平成25年4月1日から改正高年齢者雇用安定法が施行されます

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正ポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合は基準を引き続き利用できる12年間の経過措置があります。
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲を拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

高年齢者雇用確保措置とは

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下の1～3のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

- 1 定年の引き上げ
- 2 継続雇用制度の導入
- 3 定年制の廃止

詳しくは

最寄りのハローワーク(TEL22-8609)や厚生労働省ホームページまで

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html

